

鳩山ニュータウン地区 地区計画（原案）に関する意見書

以下のとおり意見を提出します。

いずれかにチェックしてください。

- ☐ A：私は、都市計画法第16条第2項に規定する、地区計画等の案に係る区域内の土地の所有者その他政令で定める利害関係を有する者（※）に該当します。
- ☐ B：Aに該当しません。（その他意見として提出します。）

氏 名：

住 所：

電話番号：

（Aに該当する方）地区計画区域内に利害関係を持つ土地又は物件の地番

（※）政令で定める利害関係を有する者

地区計画等の案に係る区域内の土地について対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権又は登記した先取特権、質権若しくは抵当権を有する者及びその土地若しくはこれらの権利に関する仮登記、その土地若しくはこれらの権利に関する差押えの登記又はその土地に関する買戻しの特約の登記の登記名義人とする。

《意見書の提出方法》

令和7年5月7日(水)までに以下の方法でご提出ください。(期限内必着)

- ①窓 口 持 参 / 鳩山町役場 1F まちづくり推進課 都市計画・都市施設担当
- ②郵 送 / 〒350-0392 埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸 184 番地 16
鳩山町役場 まちづくり推進課 都市計画・都市施設担当 宛て
- ③電子メール / アドレス h120@town.hatoyama.lg.jp